

議案第48号

若狭町使用料条例の一部改正について

若狭町使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

中学校体育館への空調設備の設置により、学校体育施設の空調設備を利用した場合の使用料に関する規定を整備することに伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町使用料条例の一部を改正する条例

若狭町使用料条例（平成17年若狭町条例第52号）の一部を次のように改正する。

表中「

屋内運動場照明施設	1時間	100
-----------	-----	-----

」を

「

屋内運動場照明施設	1時間	100
屋内運動場空調施設（上中中学校）	1時間	1,600
屋内運動場空調施設（三方中学校）	1時間	1,400
屋内運動場空調施設（各小学校）	1時間	800

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。